

平成21年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会・会議録（要旨）

日 時 平成21年8月26日（水） 午後7時00分
場 所 石狩市役所 5階第2委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議 題
 - （1）石狩市国民健康保険条例の改正について
 - （2）平成20年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算について（報告）
 - （3）平成20年度石狩市国民健康保険安定化計画実施結果について（報告）
 - （4）平成21年度石狩市国民健康保険安定化計画について
 - （5）国民健康保険経営健全化計画について
 - （6）その他 ～ 平成21年度版（平成20年度決算）「石狩市の国保」
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席者（8名）

会 長	内 田 博	副会長	辻 義 和
委 員	川 下 精 一	委 員	成 田 和 代
委 員	渋谷 俊 雄	委 員	上 西 仁
委 員	江 頭 裕 二	委 員	鷺 尾 弘 之

欠席者（2名）

委 員 三 好 晃 二
委 員 1名欠員（被用者保険等保険者を代表する委員：辞任により）

事務局（9名）

市 民 生 活 部 長	唐 澤 治 夫	市 民 生 活 部 理 事	大 林 啓 二
国民健康保険課長	高 野 省 輝	国保課収納担当課長	渡 辺 英 敏
国保運営担当主査	宮 野 透	国保運営担当主査	蛭 田 茂 久
国保賦課収納担当主査	開 発 克 久	国保賦課収納担当主査	徳 差 勝 弘
国 保 運 営 担 当	芝 垣 美 和		

傍聴者（1名）

1 開会の辞（19：05）

○事務局（高野課長）

只今から、平成21年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、市民生活部長の唐澤治夫より一言ご挨拶申し上げます。

○事務局（唐澤部長）

市民生活部長の唐澤と申します。本年4月に、前任の川又の後任として市民生活部長という重責を仰せつかりました。色々とお世話になるかと思いますが、宜しくお願い申し上げます。本日の国保運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本来であれば、田岡市長が皆様に親しくご挨拶申し上げるところでございますが、せん越ながら一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平日の夜間、大変お忙しい中、ご出席いただき、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、去年は医療制度の改革といたしまして、昭和58年にスタートいたしました老人保健制度が廃止され、新たに「長寿医療制度」、一般的には「後期高齢者医療制度」といわれる制度がスタートし、さらに、生活習慣病を予防することなどを大きな目的としまして、特定健康診査・特定保健指導制度があわせてスタートいたしました。保険税の新たな課税区分として、後期高齢者支援金の創設、介護分の税率見直しなど介護保険を支える中核としての国民健康保険制度を含めた医療制度の大きな変革を遂げた年となりました。

このように医療制度の改革が行われる一方で、本市における国民健康保険事業は、依然として財政的には非常に厳しい状況にあります。この後、それぞれの詳細につきまして説明させていただきますが、平成20年度末におきましても、約11億円を超える累積赤字を抱える本会計の健全化が、本市にとりましても極めて重大な課題でございます。このようなことから、本年5月に国保健全化を図ることを大きな目的としまして、国民健康保険事業経営健全化推進会議を、庁舎内に発足いたしました。当面、平成22年度から26年度までの5年間、本事業の経営健全化に向けた取り組みを進める考えでございます。

国民健康保険を、市民の医療や健康を支える中核的な制度として、安定的かつ持続可能な医療保険制度として、今後とも、維持・運営していくためには、絶え間ない健全化への取り組みが不可欠であると考えています。

国保運営協議会の委員の皆様におかれましては、本市における非常に厳しい国民健康保険事業の健全化に向けて、今後とも、更なる貴重なご意見、ご提言をいただきたく、切にお願い申し上げます。甚だ、簡単措辞でございますが、一言ご挨拶といたします。本日は、宜しくお願い申し上げます。

○事務局（高野課長）

議事に入ります前に、本年4月1日付けで人事異動がございましたので、異動となりました事務局職員の紹介をさせていただきます。

〈紹介職員〉

- ・市民生活部長（唐澤） ・市民生活部理事（大林） ・国保収納担当課長（渡辺）
- ・国保賦課収納担当主査（開発） ・国保運営担当主査（蛭田）

以上でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

また、被用者保険等保険者代表の岩崎委員におかれましては、今井健康保険組合の解散に伴いまして、本協議会の委員を辞任することとなりました。後任の委員につきましては、現在、北海道被用者保険等保険者連絡協議会に、改めて推薦をいただくよう手続きを進めておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の協議会は、石狩市国民健康保険条例第2条に規定する委員の過半数が出席されておりまして、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項に基づき成立していることをご報告申

し上げます。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、今後の議事進行を、石狩市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項に基づき会長にお願いいたします。

2 会長挨拶

○内田会長

委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

本日の議題は、(1)の石狩市国民健康保険条例の改正から、(5)の国民健康保険経営健全化計画まで、非常に重要な課題ですので、活発なご意見をいただきたいと思います。

3 議 題

○内田会長

それでは、さっそくですが、議事に入りたいと思います。

まずは、(1)石狩市国民健康保険条例の改正について、事務局から報告願います。

○事務局（蛭田主査）～石狩市国民健康保険条例の改正について（説明要旨）

条例改正の目的及び内容について、現在、石狩市の国民健康保険にて給付している出産育児一時金は、石狩市国民健康保険条例第5条の規定において、健康保険法施行令第36条の規定に準拠した35万円を支給額として定めているが、国の緊急の少子化対策の一つとして、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産ができるようにする目的のため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、本年5月22日付けにて公布された。このことに伴い、本市の国民健康保険においても、特例措置として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金について、国民健康保険条例第5条第1項に基づく出産育児一時金の支給額35万円の適用について39万円とする。

具体的には、暫定期間において、出産育児一時金の額を4万円引き上げる。

なお、当該暫定期間において、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合は、3万円の加算と合わせて42万円となる。

条例の施行日は、平成21年10月1日。

○内田会長

いまの報告について、何か質問等ございますか。

（質疑応答） なし

（異議なしの声）

意見がないようなので、石狩市国民健康保険条例の改正については、承認いたします。

次に、平成20年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算について事務局から報告願います。

○事務局（宮野主査）

～平成20年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算について

～別添資料に基づき説明 資料の2ページから5ページまで

○事務局（開発主査）

～平成20年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算について

～別添資料に基づき説明 資料の6ページ

○内田会長

ただいまの報告について、質問等ございますか。

あまりにも対策がなくなっていると思いますが。例えば、事務の効率化などについて考えていませんか。

○事務局（高野課長）

広域化、例えば、国民健康保険事業そのものを他市町村との広域化を図るなどの方法を検討する、その後、以前から検討されてきていますが、例えば、収納業務、収納部門を、滞納整理機構のようなものを考えてはどうかということは、何度か話として出てきております。具体的には、進んでおりません。

（質疑応答）なし

○内田会長 なければ、決算報告については、承認するということによろしいですか。

（異議なしの声）

決算報告については、承認いたします。

次に、報告事項の（３）平成２０年度国民健康保険安定化計画の実施状況報告及び（４）平成２１年度国民健康保険安定化計画について事務局から報告願います。

○事務局（宮野主査）

～平成２０年度安定化計画実施結果、平成２１年度国民健康保険事業運営安定化計画について
～別添資料に基づき説明 資料の７ページから２９ページまで

○内田会長

ただいまの報告について、質問等ございますか。

（質疑応答）

○辻副会長

計画については、過去、何年か実施しているものが中心ですが、これは、後発医薬品の使用促進計画については、昨年あったものか分かりませんが、一般的に後発医薬品の使用は、少し機運が熟してきたかと思います。この計画は、全体的に毎年行っているものと似ていると思われます。収納確保対策の計画は、資料１６ページの中で新たに組み込むことが入ってくると考えられます。今後の収納対策計画について説明していただきたい。特に、何か力点の入ったところがあれば教えていただきたいと思います。

１５ページに記載のあるレセプト点検、医療費通知、保健師活動を中心とする個別対策は、従来から行っていますよね。

○事務局（高野課長）

レセプト点検、医療費通知については、従来から行っております。また、保健師活動を中心とする個別被保険者指導計画、個別に訪問指導を行うことも、従来から行っております。後発医薬品の使用促進につきましては、昨年４月から処方箋の様式が変更になりまして、これまでは、処方箋に後発医薬品に変更して良いものに医師が署名するという形でしたが、昨年４月からは、後発医薬品に変更してはいけない場合に医師が署名をするという方向に変わっております。患者さんが、より後発医薬品に選択しやすいという状況が生まれてきております。より意思を示しやすくするため、ジェネリック医薬品の希望カードを、被保険者の皆様に配布する形をとっています。ご指摘のありました、１６ページの収納確保対策につきましても、基本的には従来から保険税の収納率を上げること、石狩市の場合、他市町村と比べ収納率が低いという現状でありますことから、収

納率を上げなければならない。収納率を上げなければ調整交付金の減額措置が行われることから、石狩市の国民健康保険にとっては、特に課題とされているところです。　その中で細かいところをみると、原因としては口座振替率が低いとか色々な分析が行われてきており、もう一度項目を認識した上で収納対策を強化していこうという状況であります。

○渋谷委員

全体の中でお訊ねしますが、一定の収納、収入案の中で、滞納繰越金の中に差押等強制執行処分は含まれていますか。

○事務局（高野課長）

ございます。

○渋谷委員

今、どのくらいあるのか分かりますか。

○事務局（高野課長）

12ページに記載があります。　主には、預貯金の差押になっております。

預貯金などの場合には、すぐに現金として差押えて、現金として入ってきますが、不動産などの差押の場合、担保的に差押さえるという形にならざるを得ませんので、すぐに換価できませんので、処分金額の中に現れてきていません。

納税課では、すでに動産を差押えて、一部インターネット公売を実施しております。国民健康保険の加入者が、市民税等と両方滞納がある場合には、共同で差押等を行っています。

○内田会長

所得の把握に努めることが非常に大きい、原資がどの位あるのか。具体的には、どのように行われているのか。　被用者と違い、なかなかどのような所得が発生しているのか難しいと思われますが。　保険税の所得割について、明確でないと算定が難しい。

未申告者に対する移動申告開設、前住地での所得照会、厚生年金加入者リストにより資格喪失届出の勧奨について、具体的には、実際にはどのような効果が出ていますか。　所得の把握について明確になっているのか。　具体的なデータはありますか。

○事務局（高野課長）

具体的なデータとしては持っていませんが、国保の場合、所得の少ない方は、低所得者の世帯が多いもので、実際に収入のない方、世帯はかなりの数で、税申告をしていないことが多く、その場合、逆に収入が無いにもかかわらず申告をしていないと、低所得者世帯としての法定の軽減措置が受けられないということになります。　そのような場合、逆に、保険税の支払いが困難になるという状況になりますから、未申告世帯には、きちっと申告していただいて、収入が低い場合、軽減措置を行う。　軽減に対しては、国からの措置があります。

低所得者の申告により、滞納を少なくしていくことになります。

○内田会長

生活保護受給者世帯が増えていますが、国保から抜けていった世帯が増えたのは、このようなことによる結果ですか。

○事務局（高野課長）

納税相談を行い、生活状況から当方で把握させていただき、実際、生活保護担当に引き継ぎも行っております。件数的には多いわけではなく、逆に、生活保護担当に直接相談に行き、生活保護の申請を行う方が多いと思われます。

○渋谷委員

15ページに、新年度の新安定化計画が示されていますが、その中の、後発医薬品の使用促進計画についてですが、石狩市内でジュネリック医薬品を扱っている医療機関名等は、パンフレット等にかかれていませんか。

○事務局（高野課長）

パンフレットに(石狩市内でジェネリック医薬品を扱っている)医療機関名を載せているものは、作成しておりません。

○上西委員

委員の中から、石狩管内での後発医薬品を扱っている医療機関はどこかという質問かと思いますが、全部で扱っていると思います。院内処方と院外処方の二つがあります。院内でもらう時には、ドクターに後発医薬の薬があるかどうか訊いてよいものです。希望して、「私、使いたいです。」という、殆んど先生は、とってくれます。院外処方の場合は、必ず医師の記載例のところに、後発医薬品を使っているとサインするところがありました、昨年4月から。調剤で薬を貰うとき、後発品が欲しいというと、自動的に調剤から出してくれます。そういうシステムになっております。どこの医療機関が扱っているのかではなく、全部の医療機関で扱っていると思います。

一般的にジェネリックは何パーセントかという、厚生労働省は5パーセント位にしたいとの目標がありますが、従来からみると、後発医薬品の薬剤、溶解量、薬効、方法等一般的にすごく良くなってきています。ここ5年、10年くらいで。かつてジェネリックの場合は、ゾロ品、ゾロ品と言われて軽蔑したような扱いを受けていた時代が長かったのですが、色々なメーカーの方で、後発品を造るようになり、大変質が良くなりました。私たちは、今、安心して使っています。そういった意味から、石狩の医療機関では、後発品を希望の方は、申し出下さいと記載されていると思います。ただし、発売10年以内の新薬に関しては、後発品はありません。最新の薬を貰っている人は、同じ製品の薬で少しランクを下げた薬はありますが、10年経っていない新薬の場合は、ありません。

○辻副会長

数値的に収納率をどうするのかという検討をされたことはありませんか。例えば、50何%の収納率を、60%にしたいとか。

○事務局（渡辺課長）

この後、健全化計画の説明があろうかと思いますが。これまで行ってきた中で、できることは全てやってきているという状況が現状です。安定化計画の中で、市税と国保の一元化を検討しています。同じ状況下で、互いに徴収に回っている状況で、効果的、効率的徴収を考えたときに、一元化が良いだろうと思われれます。市税が目指しているのは、滞納を前提とした処分を行うこと。国保は、若干違う傾向をたどっています。この後、一元化に向けて、できるものは先に市税とあわせて行うと考えています。また、安定化計画の中で説明があると思われれますが、今後5年間の数字目標として、平成24年度に収納率を92%という高い水準を目処に取り組んでいく計画となっております。

○内田会長

それでは、平成20年度国民健康保険安定化計画実施結果及び平成21年度国民健康保険安定化計画について承認いたします。

次に、報告事項の(5)国民健康保険経営健全化計画について事務局から報告願います。

○事務局（大林理事）

～国民健康保険経営健全化計画について

～別添資料に基づき説明 資料の30ページから33ページまで

○内田会長

ただいまの報告について、質問はございますか。

(質疑応答)

○上西委員

経営健全化推進会議の位置づけをどう考えているのか。実働部隊として考えているのか。

○事務局（大林理事）

32ページの経営健全化推進会議についてですか。

○上西委員

そのとおりです。副市長を議長とする推進会議を行います。運営協議会との関係、運営協議会は国民健康保険法に規定された協議会ですね。

○事務局（大林理事）

私が、推進会議の事務局を担当させていただきまして、素案を作成し、この庁内組織である推進会議の場で意見をいただいて、策定を進めていく。運営協議会には、諮問事項ということではなくて、市としての計画案をまとめた段階でご意見をいただいて、さらに、フィードバックをして、最終計画案を策定する形で、現在、取り進めております。

○上西委員

まさに、実働部隊と考えてよろしいですね。運営協議会は、年2、3回の開催ですが、推進会議は、どの位の頻度で開催するのか。頻度としては、月1回くらいの会議・・・。

○事務局（大林理事） はい、そうです。

○上西委員

私どもが、本当はやらなければならないものを、市が実働部隊としてやっていただけるということなので、いいことであるのですが。

○内田会長

ここで一番難しいのは、計画ではなくて、進行管理がきちんとできるかどうか。途中でまずかったときに、計画の見直しができるかどうかが一番大事であると思います。そういう体制については、今、どのように考えているのか。

○事務局（大林理事）

先ほど、計画の構成の中で、特徴的なことを申し上げましたが、財政シミュレーションをこの計画の中に盛り込む形にしています。従いまして、この数値、保険給付費がどういう状況になるのか、或は、収納部門で、24年度に保険税の収納率92%を設定しておりますが、はたして92%達成できるのかということもありますので、当然、毎年度ローリングをかけていきたいと考えております。その改定部分につきましても、運営協議会にご報告申し上げるとともに、庁内の推進会議の中で議論を進めさせていただくことを考えております。

運営協議会へは、計画案を10月にまとめる形になっていますが、会議開催以前に計画書の素案が完成した段階で、郵送、或は、直接お会いしてご説明させていただきたいと考えております。

○内田会長

今日は、健全化の基本方針ですから、今日結論がでることは難しいと思いますが、これに基づく経営健全化計画は、10年後の31年度までですから、今の財政状況からみて、この計画がうまくいかなかった場合、非常に危機的なことになる可能性があるわけで、難しいかもしれませんが、今のうちに意見等を出しておいた方がいいと思われれます。

○事務局（大林理事）

現在、策定している計画は、前期5か年の第一次の経営健全化計画を策定しています。

○渋谷委員

従来から行っている事業安定化計画と、今回の経営健全化計画とは同じものなのか。

○事務局（大林理事）

従来の安定化計画の取り組み事項も、今回の経営健全化スキームの中で取り組むべく事業も、そ

れぞれ同じ項目だと思います。ただ、安定化計画につきましては、法定に基づいて国からの指定、準指定という形で、毎年度、策定するものでありますが、中期5か年のスパンの中で、如何に安定化を図っていくかという計画が、この経営健全化計画の内容となっています。

○**渋谷委員**

これは、石狩市独自のものですか。独自のもので、安定化計画をより一層実現する、安定化計画に沿ったものをつくり、後押しするものですね。

○**事務局（唐澤部長）**

安定化計画は、国の指定、準指定で、ある意味、強制的に書かされている部分があるもので、メニューについて石狩市独自の部分はありますが、国の全国共通の部分の中で作成するというのも実態としてあります。今回の健全化計画につきましては、ある意味、石狩市独自で新たな取り組みを含め、新たな目標設定をしながら、石狩市の国保の健全化を目指そうという趣旨です。11億の赤字という非常に厳しい財政状況もありますので、石狩市で考え、健全化を目指そうという趣旨でございます。

独自計画とご理解いただいても構わないと思います。

○**渋谷委員**

石狩市の意欲が、ここに見える。

○**事務局（唐澤部長）**

そういう風にとらえていただくと、非常に喜ばしいことと思います。

○**成田委員**

32ページにある、市政アドバイザーは、今までもいらっしゃるのですか。

○**事務局（大林理事）**

平成19年度から市政アドバイザーを設置しておりまして、所管は私どもではないのですが、企画経済部が所管ですが、弁護士、大学の先生など3名の方を委嘱しております。

経営健全化計画の内容等について、市政アドバイザーからも意見を徴することができることを、ここで謳ったものです。

○**内田会長**

経営健全化方針につきましては、承認します。

この指針について、経営健全化計画ができ上がった段階で、また、審議することとなりますので、宜しくお願いいたします。

次に報告事項の（6）その他ですが、事務局から何かございますか。

○**事務局（高野課長）**

私の方から、別冊で配布しております資料、「石狩市の国保 平成21年度版」につきまして、説明させていただきます。

～別添資料「石狩市の国保 平成21年度版（平成20年度決算）」

○**内田会長** ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

（質疑応答）

○**内田会長**

21ページ目（資料）で、石狩市の場合、循環器系の疾患が非常に多いということは、特別な事情があるものですか。

○**上西委員**

心臓、循環器系の処置に関する点数が非常に高くなっている。カテーテル1本30万もするわけですから。例えば、一つの処置に対して、エコーするなど行くと上がってくるなど、高くなるのは自然と思われます。

1か月に一人の患者の医療費は、100万円以上のレセプトが多くなっている。かつては、5

0万円でも高いと思いましたが、今は、すぐ100万円以上になります。今、高額レセプトは、1ヶ月に500万以上から1000万円チェックする。全国的には、1枚で5000万円以上するレセプトが、白血病とか大学病院で集中治療するなどの場合に出てきます。北海道でも、1ヶ月で一人のレセプトが100万以上はあまり珍しくない。

○内田会長

それでは、石狩市の国保についての質疑は、これまでといたします。

その他に何かございますか。

○事務局（高野課長） ございません。

○内田会長

では、平成21年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

4 閉 会（20：40）

上記会議の経過（要旨）を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年9月18日

署 名 会 長 内 田 博

○ 石狩市国民健康保険運営協議会の議事録作成について

「市民の声を活かす条例」に基づく「審議会等のガイドライン（平成18年5月24日制定）〈現在、「市民参加手続運用マニュアル2008（H20.7月）」の「審議会マニュアル」〉」の運用について、平成18年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会において運営協議会議事録作成ルールを確認している。

（内容）議事録作成については、諮問案件がある場合について議事録作成するものとし、それ以外については要点筆記により協議内容を作成する。